

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第63号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（<u>同条第6項</u>に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第13項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（<u>同条第7項</u>に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) [略]</p>
2	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり</p>

、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) [略]

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) [略]

、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) [略]

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（療育センター条例の一部改正）

第2条 療育センター条例（昭和51年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（設置）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の3に規定する肢体不自由児施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第32条に規定する補装具製作施設及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設から成る総合的な施設として療育センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <p>[略]</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の3に規定する肢体不自由児施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第32条に規定する補装具製作施設及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第13項</u>に規定する障害者支援施設から成る総合的な施設として療育センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <p>[略]</p>
2	<p>（設置）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の3に規定する肢体不自由児施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第32条に規定する補装具製作施設及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の3に規定する肢体不自由児施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第32条に規定する補装具製作施設及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条</u></p>

第13項に規定する障害者支援施設から成る総合的な施設として療育センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。

[略]

第12項に規定する障害者支援施設から成る総合的な施設として療育センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第3条 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（自動車取得税の課税免除）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定非営利活動法人については、次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前2項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。</p> <p>（1） 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち同法第5条第7項に規定する児童デイサービスの用に供する自動車</p> <p>（2） 障害者自立支援法第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち、同法第5条第8項に規定する短期入所であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に係るものの用に供する自動車</p> <p>（3）・（4） [略]</p>	<p>（自動車取得税の課税免除）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定非営利活動法人については、次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前2項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。</p> <p>（1） 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち同法第5条第8項に規定する児童デイサービスの用に供する自動車</p> <p>（2） 障害者自立支援法第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち、同法第5条第9項に規定する短期入所であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に係るものの用に供する自動車</p> <p>（3）・（4） [略]</p>
2	<p>（自動車取得税の課税免除）</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>（自動車取得税の課税免除）</p> <p>第4条 [略]</p>

<p>2 [略]</p> <p>3 特定非営利活動法人については、次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前2項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者自立支援法第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち、同法第5条第9項に規定する短期入所であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に係るものの用に供する自動車</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 特定非営利活動法人については、次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前2項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者自立支援法第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち、同法第5条第8項に規定する短期入所であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に係るものの用に供する自動車</p> <p>(3)・(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)</p> <p>第4条 岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。</p>	

	改正前	改正後
1	<p>(不服審査会への諮問等)</p> <p>第3条 知事は、法第97条第1項の規定に基づき審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、不服審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第29条第4項若しくは第31条の規定による額の決定又は法第33条第1項、第34条第1項若しくは第35条第1項の規定による支給の決定に関する処分についての審査請求であるとき。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(不服審査会への諮問等)</p> <p>第3条 知事は、法第97条第1項の規定に基づき審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、不服審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第29条第4項若しくは第31条 <u>(これらの規定を法第31条の2第2項において適用する場合を含む。)</u>の規定による額の決定又は法第33条第1項、第34条第1項若しくは第35条第1項の規定による支給の決定に関する処分についての審査請求であるとき。</p> <p>(3) [略]</p>

<p>2 [略]</p> <p>2 (不服審査会への諮問等)</p> <p>第3条 知事は、法第97条第1項の規定に基づき審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、不服審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第29条第4項若しくは第31条（これらの規定を法第31条の2第2項において適用する場合を含む。）の規定による額の決定又は法第33条第1項、第34条第1項若しくは第35条第1項の規定による支給の決定に関する処分についての審査請求であるとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>(不服審査会への諮問等)</p> <p>第3条 知事は、法第97条第1項の規定に基づき審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、不服審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第29条第3項（同項第2号に掲げる額の控除に係る部分に限る。）</u>、<u>第30条第2項（同項に規定する政令で定める額の控除に係る部分に限る。）</u>若しくは第31条（これらの規定を法第31条の2第2項において適用する場合を含む。）の規定若しくは法附則第21条第2項（同項第2号に掲げる額の控除に係る部分に限る。）若しくは第22条第4項（同項第2号に掲げる額の控除に係る部分に限る。）の規定による額の決定又は法第34条第1項、第35条第1項若しくは第76条の2第1項の規定による支給の決定に関する処分についての審査請求であるとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>3 (不服審査会への諮問等)</p> <p>第3条 知事は、法第97条第1項の規定に基づき審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、不服審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第29条第3項（同項第2号に掲げる額の控除に係る部分に限る。）<u>、第30条第2項（同項に規定する政令で定める額の控除に係る部分に限る。）若しくは第31条（これらの規定を法第31条の2第2項において適用する場合を含む。）の規定若しくは法附則第21条第2項（同項第2号に掲げる額の控除に係る部分に限る。）若しくは第22条第4項（同項第2号に掲げる額の控除に係る部分に限る。）の規定による額の決定又は法第34</u></p>	<p>(不服審査会への諮問等)</p> <p>第3条 知事は、法第97条第1項の規定に基づき審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、不服審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第29条第3項（同項第2号に掲げる額の控除に係る部分に限る。）<u>、第30条第2項（同項に規定する政令で定める額の控除に係る部分に限る。）若しくは第31条の規定による額の決定又は法第34条第1項、第35条第1項若しくは第76条の2第1項の規定による支給の決定に関する処分についての審査請求であるとき。</u></p>

<p>条第1項、第35条第1項若しくは第76条の2第1項の規定による支給の決定に関する処分についての審査請求であるとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第4条中表1の項の改正部分 公布の日
 - (2) 第1条中表1の項の改正部分、第2条中表1の項の改正部分、第3条中表1の項の改正部分及び第4条中表2の項の改正部分 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日
 - (3) 第1条中表2の項の改正部分、第2条中表2の項の改正部分、第3条中表2の項の改正部分及び第4条中表3の項の改正部分並びに次項の規定 平成24年4月1日
- 2 平成24年4月1日前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第21条第2項及び第22条第4項の規定による額の決定に関する処分についての審査請求に係る岩手県障害者介護給付費等不服審査会への諮問については、なお従前の例による。